

被保険者証の様式が変わりました ～臓器提供の意思表示にご協力ください～

臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、すべての医療保険の被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。

～記入方法は裏面をご覧ください～

○臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられています。

日本で事故や病気によって亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切と考えています。

○意思表示について

これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われており、高齢の方でも病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

また、記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、意思表示欄への記入は任意です。

臓器を提供する意思表示は15歳以上が有効ですが、提供しない意思は15歳未満でも有効です。

※ 意思表示した内容について、医療機関等に知られたくないという被保険者のために、意思表示欄の保護シールを用意しております。意思表示欄保護シールについては、下記〇〇市役所又は〇〇後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

ご不明な点については、下記の窓口にお問い合わせください。

《被保険者証の様式変更・意思表示欄保護シールに関するご質問お問い合わせは》 〇〇市役所〇〇課 〇〇後期高齢者医療広域連合	《臓器移植に関するご質問お問い合わせは》 公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク フリーダイヤル: 0120-78-1069 ホームページ http://www.jotnw.or.jp
--	--

意思表示欄の記入方法

《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください 》

② → 【 心臓 ・ 肺 ・ 肝臓 ・ 腎臓 ・ 膵臓 ・ 小腸 ・ 眼球 】

③ → [特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

④ { 本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

《①意思の選択》

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- ・脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。
- ・脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- ・臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。[④へ]

《②提供したくない臓器の選択》

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後: 心臓 ・ 肺 ・ 肝臓 ・ 腎臓^{じんぞう} ・ 膵臓^{すいぞう} ・ 小腸 ・ 眼球
心臓が停止した死後: 腎臓^{じんぞう} ・ 膵臓^{すいぞう} ・ 眼球

《③特記欄への記載について》

・組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

・親族優先提供の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、下記の要件等をお読みいただいた上で「親族優先」と記入できます。

親族への優先提供が行われる場合、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

○ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。

○臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望登録をしている。

○医学的な条件を満たしている。

※1婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

○医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。

○優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。

○「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。

○親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

《④署名など》

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示欄に記入していることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。